



令和3年11月第28号  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
(公社)千葉県畜産協会  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475(52)4101  
FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

## 外国人技能実習生受入農家の皆様へ ～口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザなどの病気を侵入させないために～

実習生宛てに海外の家族などから送られてくる**国際郵便物**や**実習生自身が持ち込んだものの中に、輸入が禁止されている肉製品等**が含まれている可能性があります。



国際郵便物の例

調理されていても**輸入禁止**です



輸入禁止品 (ハム、ソーセージ等)

- ◆ 肉製品から**病原体が検出**され家畜への感染リスクが高まっています！
- ◆ 大切な家畜に暴露されれば、**畜産に甚大な被害**が生じます！



### 海外からの肉製品等を、もし発見したら！

#### 国際郵便物について注意事項

- 国際郵便物に**肉製品等が入っていないこと**を実習生に確認してください。また、実習生の家族等が**肉製品等を送らない**ように、実習生に伝達してください。
- 国際郵便物内に**肉製品等が入っていた場合**は、速やかに最寄りの動物検疫所まで**届け出る**よう伝達してください。
- 動物検疫所に届け出ず、検査を受けない場合は、**罰則の対象 (30万円以下の罰金)**となります。

スタンプの見本



※ 検査を受けた郵便には、スタンプが押されています。

#### 実習生所持品等について注意事項

- 海外から**肉製品等の持込みがないこと**を確認してください。また、海外で使用した作業着、長靴等の**農業資材の所持がないこと**を確認してください。  
所持が確認された場合は、速やかに最寄りの動物検疫所まで**届け出る**よう伝達してください。
- 過去1週間以内に海外から入国した者は**家畜に接触させない**ようにしてください。

農林水産省 動物検疫所  
成田支所 旅具検疫第1課  
TEL: 0476-32-6510 FAX: 0476-30-3011  
成田支所 旅具検疫第2課  
TEL: 0476-34-2342 FAX: 0476-34-2338

千葉県  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475-52-4101  
FAX: 0475-52-3335